

# 熊本県公報

第12988号  
令和2年(2020年)  
12月22日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… ( // ) 2
- 熊本県の海洋生物の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 6

**公 告**

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( // ) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 7
- 公共測量の実施…………… (監理課) 8

**登 載 依 頼**

- 令和元事業年度に係る財務諸表の公告…………… (公立大学法人熊本県立大学) 9
- 技能教育施設の廃止…………… (高校教育課) 26
- 熊本県環境影響評価審査会の開催…………… (環境影響評価審査会) 27
- 松島有料道路料金徴収業務委託に係る一般競争入札の実施・ (熊本県道路公社) 27
- 熊本県文化振興審議会の開催…………… (文化振興審議会) 29

## 告 示

### 熊本県告示第926号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社せせらぎ 上益城郡甲佐町 白旗986	小規模多機能ホーム ほたる 上益城郡甲佐町 上早川22-1	431100418	令和2年（2020年）12月11日	小規模多機能型居宅介護

### 熊本県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般県道	方保田山 鹿線	山鹿市方保田字一本杉 236番3地先から 山鹿市方保田字塚の本 168番1地先まで	101.5	防安交 (交通安全)
------	------------	--	-------	---------------

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)1月4日

**熊本県告示第928号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)12月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯 浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山 534番4地先から 同所 517番2地先まで	167.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)12月25日

**熊本県告示第929号**

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定により、なお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(令和2年(2020年)熊本県告示第665号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年(2020年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等漁実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。  
なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成31年(2019年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干

【まいわし】  
平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干

【まさば及びごまさば】  
令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月まで 若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の令和2年(2020年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】  
令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干

【まいわし】  
令和2年(2020年)1月から令和2年(2020年)12月まで 若干

【まさば及びごまさば】  
令和2年(2020年)7月から令和3年(2021年)6月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)  
熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画  
第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年(2020年)3月31日公表  
令和2年(2020年)8月21日一部改正  
令和2年(2020年)12月22日一部改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。

2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	10.2トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	3.8トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

1 本県における第6管理期間（令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで）中の期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	10.2トン	3.8トン
うち令和2年（2020年）4月から6月	1.0トン	1.0トン
7月から9月	1.0トン	1.0トン
10月から12月	7.2トン	1.0トン
令和3年（2021年）1月から3月	1.0トン	0.8トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
	・曳縄漁業	
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協（参事／支所長）は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。  
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の

	<p>緊急連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。</li> </ul>
<p>釣り漁業 曳縄漁業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。</li> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。</li> </ul>

(4) 本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。  
 ア) 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。  
 イ) また、採捕の数量が我が国全体的小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。  
 ア) 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき  
 ・くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。  
 ・生存個体はすべて放流する。  
 ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。  
 ・これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。  
 (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。  
 期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体的小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第6管理期間までの超過分の差引等について

小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。

	超 過 量 合 計	第 3 管 理 期 間 期 首 の 差 引 き 量	第 4 管 理 期 間 期 首 の 差 引 き 量	第 4 管 理 期 間 の 残 量 に よ る 差 引 き 量	第 5 管 理 期 間 期 首 の 差 引 き 量	第 5 管 理 期 間 の 残 量 に よ る 差 引 き 量	第 6 管 理 期 間 期 首 の 差 引 き 量	第 7 管 理 期 間 以 降 の 差 引 き 量 合 計
第 2 管 理 期 間 超 過 分	3. 4 トン	0. 3 トン	0. 3 トン	0. 7 トン	0. 3 トン	0. 0 トン	0. 3 トン	1. 5 トン

**熊本県告示第930号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 検査の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜  
牛 2頭
- 3 検査の期日及び場所

検 査 の 期 日	検 査 の 場 所
令和3年（2021年） 1月13日（水）	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄37

**公 告**

**熊本県公告第757号**

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区理事長中村金一から令和2年（2020年）5月8日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年（2020年）12月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第758号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡御船町大字木倉字井ノ元2383番1の一部、同2383番5の一部、同字東草葉1645番1の一部、同1645番8の一部、同字南草葉1694番4の一部及び同1694番6の一部  
4, 957. 45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
御船町

**熊本県公告第759号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字村廻1054番の一部、同1055番1の一部及び同1055番2の一部  
649. 34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区清水岩倉二丁目2番10号

城山ハウジング有限会社

熊本県公告第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字向野1656番63及び同1656番70  
506.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区上ノ郷二丁目13番8号  
株式会社ファミリアホーム

熊本県公告第761号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人宇土割営農生産組合	宇城市小川町南新田	宇城市小川町西北小川字南新開924番1ほか72筆
田浦 良一	宇城市松橋町砂川	宇城市松橋町砂川字松ノ元2046番2ほか1筆
森田 真一	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡御船町大字高木字深町1322番
山下 重義	熊本市東区新外	上益城郡益城町大字馬水字西道205番ほか1筆
有限会社コウヤマ	上益城郡益城町小谷	上益城郡益城町大字杉堂字東高遊837番1ほか1筆
株式会社hirofarm	上益城郡御船町滝川	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1142番ほか1筆
有限会社松本農産	上益城郡山都町鶴ヶ田	上益城郡益城町大字寺中字新日向941番ほか10筆
渡辺 勝臣	上益城郡山都町市原	上益城郡益城町大字広崎字古閑久保1565番ほか14筆
後藤 隼弥	阿蘇郡南阿蘇村白川	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字追良1865番1ほか8筆
農事組合法人喜多	阿蘇郡南阿蘇村河陽	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字冠出3087番2ほか7筆

- 2 認可年月日  
令和2年（2020年）12月15日

熊本県公告第762号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）12月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

有限会社アグリ パートナーきく ち	菊池市旭志川辺	菊池市七城町亀尾字上鶴頭869番2ほか 15筆
有限会社アグリ パートナーきく ち	菊池市旭志川辺	菊池市七城町林原字向平80番1ほか2筆
農事組合法人久 米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字香町2515番1
石井 よしみ	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字西通口444番1ほか 2筆
有限会社吉岡農 園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字古閑ノ上2225 番
川口 土宣	熊本市東区小山町	菊池郡菊陽町大字辛川字塚原571番
株式会社かめや ま	八代市高島町	八代市郡築三番町37番1ほか1筆
本田 和秋	八代市岡町小路	八代市岡町小路字椿下428番
阿部 清太	八代市平山新町	八代市平山新町字廣塚4563番
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市高植本町字新地割1116番1ほか 3筆
稲田 哲也	八代市郡築六番町	八代市郡築三番町90番1
黒木 勇一	八代市鏡町野崎	八代市鏡町芝口字式壺番割972番2ほか 5筆
農事組合法人西 下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜22番1ほか9 筆
西田 智	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜22番1ほか5 筆
植田 幸治	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字参七番割1663番 1ほか3筆
森下 好寛	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町野津字北穴田3084番ほか 1筆
農事組合法人肥 の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参六番割1377番1
滝本 博文	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町高塚字仲ノ間1652番1
有限会社大自然 界真生農業進行	八代郡氷川町早尾	八代郡氷川町椿字小柳65番ほか1筆
吉田 裕一	水俣市越小場	水俣市越小場字猿掛1331番2ほか1筆
天野 浩	水俣市石坂川	水俣市石坂川字石坂370番28ほか3筆
釜 博信	葦北郡芦北町女島	葦北郡芦北町大字宮崎字松ノ本66番5ほ か1筆
農事組合法人天 草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字浜割3290番13ほか1 30筆

2 認可年月日  
令和2年(2020年)12月15日

**熊本県公告第763号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年(2020年)12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
------	------	------

公共測量（基準点測量・水準点測量）	令和2年（2020年） 12月23日から 令和3年（2021年） 3月29日まで	宇城市松橋町
-------------------	---	--------

**登載依頼**

**公立大学法人熊本県立大学公告第1号**

地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、令和元事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

令和2年（2020年）12月22日

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 白石 隆

**貸借対照表**  
(令和2年(2020年)3月31日)

資産の部		(単位:円)
<b>I 固定資産</b>		
1 有形固定資産		
土地		9,088,942,082
建物	4,297,689,667	
減価償却累計額	△ 2,146,806,227	2,150,883,440
構築物	33,717,700	
減価償却累計額	△ 25,462,944	8,254,756
機械装置	15,792,000	
減価償却累計額	△ 12,680,963	3,111,037
工具器具備品	1,889,231,361	
減価償却累計額	△ 1,425,519,346	463,712,015
図書		1,132,080,316
美術品・収藏品		29,200,000
建設仮勘定		2,263,800
有形固定資産合計		12,878,447,446
2 無形固定資産		
ソフトウェア		17,245,209
電話加入権		64,000
無形固定資産合計		17,309,209
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		504,000
破産再生更生債権等	3,665,750	
徴収不能引当金	-3,665,750	-
投資その他の資産合計		504,000
固定資産合計		12,896,260,655
<b>II 流動資産</b>		
現金及び預金		889,860,890
未収学生納付金収入		18,432,300
受託研究未収金		9,765,800
共同研究未収金		200,000
受託事業未収金		1,750,000
その他未収金		14,933,816
たな卸資産		120,922
前払費用		519,800
立替金		67,040
未収消費税		849,975
流動資産合計		936,500,543
資産合計		13,832,761,198

(単位:円)

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	840,446,294	
資産見返補助金等	167,925,050	
資産見返寄附金	20,935,637	
資産見返物品受贈額	819,508,475	
建設仮勘定見返運営費交付金	<u>2,263,800</u>	1,851,079,256

長期未払金 292,604,032

固定負債合計 2,143,683,288

II 流動負債

寄附金債務	90,852,213	
前受受託研究費	7,672,097	
前受共同研究費	1,139,480	
前受受託事業費等	162,597	
前受金	112,100	
預り金	25,681,128	
未払金	315,565,421	
未払費用	<u>1,491,758</u>	

流動負債合計 442,676,794

負債合計 2,586,360,082

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>12,166,185,000</u>	
資本金合計		12,166,185,000

II 資本剰余金

資本剰余金	630,041,621	
損益外減価償却累計額(-)	△ 2,049,301,101	
損益外減損損失累計額(-)	<u>△ 288,000</u>	
資本剰余金合計		△ 1,419,547,480

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	184,311,536	
教育研究等環境整備目的積立金	200,520,100	
当期末処分利益	114,931,960	
(うち当期総利益)	<u>( 114,931,960 )</u>	
利益剰余金合計		<u>499,763,596</u>

純資産合計 11,246,401,116

負債純資産合計 13,832,761,198

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 569,782,758 円  
(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 91,689,635 円

**損 益 計 算 書**

(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)

		(単位:円)
<b>経常費用</b>		
業務費		
教育経費	461,387,136	
研究経費	114,056,251	
教育研究支援経費	147,541,310	
受託研究費	22,678,888	
共同研究費	1,410,520	
受託事業費	7,112,358	
役員人件費	65,639,131	
教員人件費	1,041,585,687	
職員人件費	426,112,863	2,287,524,144
一般管理費		134,851,095
財務費用		
支払利息	20,229,015	20,229,015
雑損		
経常費用合計		<u>2,442,758,221</u>
<b>経常収益</b>		
運営費交付金収益		1,058,788,278
授業料収益		
授業料収益	1,118,879,294	
公開講座等収益	1,220,000	1,120,099,294
入学金収益		139,150,800
検定料収益		41,415,000
受託研究収益		22,678,888
共同研究収益		1,410,520
受託事業等収益		7,112,358
補助金等収益		15,249,157
寄附金収益		21,023,146
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	41,943,601	
資産見返寄附金戻入	7,092,914	
資産見返物品受贈額戻入	8,060,385	
資産見返補助金等戻入	14,989,521	72,086,421
財務収益		
受取利息	11,101	
その他財務収益	3,012	14,113
雑益		
財産貸付料収入	11,395,653	
講習料等収益	5,259,815	
手数料収入	2,505,443	
売払収入	58,619	
間接経費収入	13,917,300	
その他雑益	12,856,625	45,993,455
経常収益合計		<u>2,545,021,430</u>
経常利益		<u>102,263,209</u>
<b>臨時損失</b>		
固定資産除却損	864,363	
災害損失	29,334,900	30,199,263
<b>臨時利益</b>		
運営費交付金収益	29,334,900	29,334,900
当期純利益		<u>101,398,846</u>
目的積立金取崩額		<u>13,533,114</u>
当期総利益		<u>114,931,960</u>

注)1 災害損失は主に熊本地震の関連費用を計上しております。

被災学生支援のための授業料・入学金の減免額 29,334,900円

注)2 臨時利益は熊本地震関連費用に対して財源措置された収益を臨時利益に計上しております。

被災学生支援のための授業料・入学金の減免額 29,334,900円 (運営費交付金収益)

キャッシュ・フロー計算書  
(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 578,839,914
人件費支出	△ 1,445,948,230
その他の業務支出	△ 120,351,754
運営費交付金収入	1,178,296,900
授業料収入	1,073,685,895
入学金収入	124,350,300
検定料収入	41,398,000
受託研究収入	21,454,889
共同研究収入	6,801,818
受託事業等収入	9,988,792
補助金等収入	14,499,007
寄附金収入	16,596,318
預り金の増減額	740,579
預り科研費等の増減額	△ 6,310,125
その他収入	46,946,755
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>383,309,230</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 187,467,624
小計	<u>△ 187,467,624</u>
利息の受取額	14,113
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 187,453,511</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務償還による支出	△ 76,077,457
小計	<u>△ 76,077,457</u>
利息の支払額	△ 20,229,015
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 96,306,472</u>
IV 資金増加額	99,549,247
V 資金期首残高	<u>790,311,643</u>
VI 資金期末残高	<u><u>889,860,890</u></u>

注 記 事 項

(単位:円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	889,860,890
資金期末残高	889,860,890

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得	321,776,282
(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	17,049,170

利益の処分に関する書類

令和元事業年度

(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)

(単位:円)

I 当期末処分利益 114,931,960

当期総利益 114,931,960

II 利益処分額

地方独立行政法人法第40条第3項により  
設立団体の長の承認を受けようとする額

教育研究等環境整備目的積立金 114,931,960

**行政サービス実施コスト計算書**  
(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)

(単位:円)

<b>I 業務費用</b>			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	2,287,524,144		
一般管理費	134,851,095		
財務費用	20,229,015		
雑損	153,967		
臨時損失	30,199,263	2,472,957,484	
(2) (控除)自己収入等			
授業料収益	△ 1,118,879,294		
公開講座等収益	△ 1,220,000		
入学金収益	△ 139,150,800		
検定料収益	△ 41,415,000		
受託研究収益	△ 22,678,888		
共同研究収益	△ 1,410,520		
受託事業等収益	△ 7,112,358		
寄附金収益	△ 21,023,146		
財務収益	△ 14,113		
雑益	△ 32,076,155		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 21,615,513		
資産見返寄附金戻入	△ 7,092,914	△ 1,413,688,701	
業務費用合計			1,059,268,783
<b>II 損益外減価償却相当額</b>			172,994,005
<b>III 引当外賞与増加見積額</b>			659,581
<b>IV 引当外退職給付増加見積額</b>			△ 27,554,137
<b>V 機会費用</b>			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	100		
地方公共団体出資の機会費用	525,675	525,775	
<b>VI 行政サービス実施コスト</b>			1,205,894,007

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの17,640,945円が含まれております。
2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの434,383円が含まれております。
3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用  
天草市から許可を受け無償使用している大江農村広場について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率  
新発10年国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。

## 注 記

## (重要な会計方針)

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、災害損失及び退職一時金については費用進行基準を採用しております。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年
	器				
	具				
	備				
	品				

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## 3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

## 4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

## 5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

## 6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。

## (2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の令和2年3月末利回りを参考に0.005%で計算しております。

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

(表示方法の変更)

地方独立行政法人会計基準の改正に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、行政サービス実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	889,860,890	889,860,890	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	摘 要		
					当期償却額	当期損益内	当期損益外					
有形 固定資産 (特定償却 資産)	建 物	3,219,220,161	59,606,278	-	3,278,826,439	1,813,188,530	139,207,865	-	-	-	1,465,637,909	
	構 築 物	907,200	-	-	907,200	139,708	59,875	-	-	-	767,492	
	工具器具備品	286,823,196	22,936,797	5,906,250	303,853,743	235,972,863	33,726,265	-	-	-	67,880,880	
	計	3,506,950,557	82,543,075	5,906,250	3,583,587,382	2,049,301,101	172,994,005	-	-	-	1,534,286,281	
有形 固定資産 (特定償却 資産以外)	建 物	926,186,893	92,676,335	-	1,018,863,228	333,617,697	45,641,931	-	-	-	685,245,531	
	構 築 物	32,810,500	-	-	32,810,500	25,323,236	1,790,783	-	-	-	7,487,264	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	12,680,963	1,042,271	-	-	-	3,111,037	
	工具器具備品	1,251,311,729	337,500,118	3,434,229	1,585,377,618	1,189,546,483	87,662,665	-	-	-	395,831,135	
	図 書	1,127,081,103	13,070,472	8,071,259	1,132,080,316	-	-	-	-	-	1,132,080,316	
	計	3,353,182,225	443,246,925	11,505,488	3,784,923,662	1,561,168,379	136,137,650	-	-	-	2,223,755,283	
非償却 資産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	3,551,413	5,818,820	7,106,433	2,263,800	-	-	-	-	-	2,263,800	
	計	9,121,693,495	5,818,820	7,106,433	9,120,405,882	-	-	-	-	-	9,120,405,882	
有形 固定資産 合 計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	4,145,407,054	152,282,613	-	4,297,689,667	2,146,806,227	184,849,796	-	-	-	2,150,883,440	
	構 築 物	33,717,700	-	-	33,717,700	25,462,944	1,850,658	-	-	-	8,254,756	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	12,680,963	1,042,271	-	-	-	3,111,037	
	工具器具備品	1,538,134,925	360,436,915	9,340,479	1,889,231,361	1,425,519,346	121,388,930	-	-	-	463,712,015	
	図 書	1,127,081,103	13,070,472	8,071,259	1,132,080,316	-	-	-	-	-	1,132,080,316	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	3,551,413	5,818,820	7,106,433	2,263,800	-	-	-	-	-	2,263,800	
	計	15,981,826,277	531,608,820	24,518,171	16,488,916,926	3,610,469,480	309,131,655	-	-	-	12,878,447,446	
無形 固定資産	ソフトウェア	-	17,537,500	-	17,537,500	292,291	292,291	-	-	-	17,245,209	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	計	352,000	17,537,500	-	17,889,500	292,291	292,291	288,000	-	-	17,309,209	
投資その他の 資産	差入敷金・保証金	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	
	破産再生更生債権等	3,535,500	666,050	535,800	3,665,750	-	-	-	-	-	3,665,750	
	徴収不能引当金	△ 3,535,500	△ 666,050	△ 535,800	△ 3,665,750	-	-	-	-	-	△ 3,665,750	
	計	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	91,959	848,669	-	819,706	-	120,922	
計	91,959	848,669	-	819,706	-	120,922	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
土地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
計			8.26㎡		100	

(4) 有価証券の明細

(4)-1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(8) 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	3,535,500	666,050	267,900	267,900	3,665,750	注)
計	3,535,500	666,050	267,900	267,900	3,665,750	

注) 当期減少額の「その他」は、回収に伴う取崩であります。

(9) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(10) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(11) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	設立団体出資金	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
	計	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
資本剰余金	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
	教育研究等環境整備目的積立金	278,374,583	82,543,075	5,906,250	355,011,408	注)1注)2
	前中期目標期間繰越積立金	237,821,974	-	-	237,821,974	
	損益外除売却差額相当額	7,656,239	-	-	7,656,239	
	計	553,404,796	82,543,075	5,906,250	630,041,621	
	損益外減価償却累計額	△ 1,882,213,345	△ 172,994,005	△ 5,906,249	△ 2,049,301,101	注)2
	損益外減損損失累計額	△ 288,000	-	-	△ 288,000	
差引計	△ 1,329,096,549	△ 90,450,930	1	△ 1,419,547,480		

注1) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

注2) 当期減少額は、資産の除却によるものであります。

(12) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(12)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	-	200,520,100	-	200,520,100	注)1
前中期目標期間繰越積立金	280,387,725	-	96,076,189	184,311,536	注)2
計	280,387,725	200,520,100	96,076,189	384,831,636	

注)1 当期増加額は、未処分利益からの振替によるものであります。

注)2 当期減少額は、資産の取得、費用の発生によるものであります。

(12)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称 及び事業名	前中期目標期間繰越積立金			計
	環共西棟空調熱源 その他改修工事	教育研究等 環境整備事業	その他	
建物	59,606,278	-	-	59,606,278
工具器具備品	-	22,936,797	-	22,936,797
小 計	59,606,278	22,936,797	-	82,543,075
教育経費	-	-	-	-
消耗品	-	13,533,114	-	13,533,114
小 計	-	13,533,114	-	13,533,114
合 計	59,606,278	36,469,911	-	96,076,189

(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(13)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額				期末残高
			運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
令和元年度	-	1,178,296,900	1,088,123,178	90,173,722	-	1,178,296,900	-
合 計	-	1,178,296,900	1,088,123,178	90,173,722	-	1,178,296,900	-

注) 熊本地震により減免した授業料・入学金補てん分として交付された運営費交付金(29,334,900円)については、免除相応額(臨時損失)を臨時利益に振り替えています。

(13)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成31年度(令和元年度)交付分	合 計
費用進行基準	143,668,121	143,668,121
期間進行基準	944,455,057	944,455,057
計	1,088,123,178	1,088,123,178

注) 熊本地震により減免した授業料・入学金補てん分として交付された運営費交付金(29,334,900円)については、免除相応額(臨時損失)を臨時利益に振り替えています。

(14) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(14)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(14)-2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額				期末残高	摘要	
					建設費助定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等			収益
外国人水銀研究者育成支援事業費補助金	熊本県	直接経費	-	14,324,489	-	-	-	-	14,324,489	-	交付決定額 14,324,489
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学改革推進等補助金	文部科学省	直接経費	-	924,668	-	-	-	-	924,668	-	交付決定額 924,668
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		直接経費	-	15,249,157	-	-	-	-	15,249,157	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	-	15,249,157	-	-	-	-	15,249,157	-	

(15) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分		報酬又は給与等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	-	-	-	-	-
		57,432	4	7,007	-	-
	非常勤	-	-	-	-	-
		1,200	2	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
		58,632	6	7,007	-	-
教 員	常 勤	(324,917)	(33)	(49,406)	(119,220)	(6)
		734,167	88	115,428	120,689	7
	非常勤	-	-	-	-	-
		69,067	109	2,234	-	-
	計	(324,917)	(33)	(49,406)	(119,220)	(6)
		803,234	197	117,662	120,689	7
職 員	常 勤	-	-	-	-	-
		238,442	36	37,432	-	-
	非常勤	-	-	-	-	-
		131,062	81	19,178	-	-
	計	-	-	-	-	-
		369,504	117	56,609	-	-
合 計	常 勤	(324,917)	(33)	(49,406)	(119,220)	(6)
		1,030,041	128	159,867	120,689	7
	非常勤	-	-	-	-	-
		201,328	192	21,412	-	-
	計	(324,917)	(33)	(49,406)	(119,220)	(6)
		1,231,370	320	181,279	120,689	7

注)1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注)2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注)3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注)4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注)5 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

注)6 上段括弧内は、金額及び支給人員のうち承継職員にかかる金額及び人数です。

(16) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(17) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

<b>業務費</b>		
<b>教育経費</b>		
消耗品費	63,005,019	
備品費	13,971,940	
印刷製本費	16,840,502	
水道光熱費	48,075,427	
旅費交通費	18,707,120	
通信運搬費	6,326,999	
賃借料	20,621,560	
車両燃料費	41,459	
保守費	60,442,426	
修繕費	11,573,046	
損害保険料	58,940	
広告宣伝費	583,000	
行事費	17,388,650	
諸会費	987,837	
報酬・委託・手数料	23,492,219	
助成金	1,220,000	
奨学費	63,528,400	
減価償却費	93,856,542	
徴収不能引当金繰入	666,050	461,387,136
<b>研究経費</b>		
消耗品費	16,563,264	
備品費	13,069,973	
印刷製本費	753,587	
水道光熱費	13,856,015	
旅費交通費	15,864,216	
通信運搬費	703,569	
賃借料	252,103	
保守費	19,974,396	
修繕費	1,719,988	
損害保険料	57,318	
諸会費	3,633,575	
報酬・委託・手数料	11,279,008	
減価償却費	16,329,239	114,056,251
<b>教育研究支援経費</b>		
消耗品費	29,397,164	
備品費	1,792,705	
印刷製本費	1,933,996	
水道光熱費	12,221,952	
旅費交通費	2,618,244	
通信運搬費	4,524,304	
賃借料	27,835,614	
保守費	15,436,508	
修繕費	540,320	
損害保険料	1,152	
諸会費	1,223,210	
報酬・委託・手数料	37,489,989	
減価償却費	12,526,152	147,541,310
<b>受託研究費</b>		
消耗品費	12,670,133	
備品費	2,221,307	
印刷製本費	400,840	
水道光熱費	2,790,162	
旅費交通費	1,841,872	
通信運搬費	102,824	
賃借料	68,962	
修繕費	252,440	
諸会費	38,856	
報酬・委託・手数料	1,004,160	
租税公課	6,800	
職員人件費	1,280,532	22,678,888
<b>共同研究費</b>		
消耗品費	536,535	
水道光熱費	299,000	
旅費交通費	136,440	
職員人件費	438,545	1,410,520

受託事業費			
消耗品費		1,804,215	
備品費		308,330	
印刷製本費		154,294	
水道光熱費		514,750	
旅費交通費		409,566	
通信運搬費		260,933	
賃借料		276,950	
報酬・委託・手数料		2,140,747	
職員人件費		1,242,573	7,112,358
役員人件費			
役員報酬		41,808,000	
賞与		16,683,116	
法定福利費		7,007,063	
通勤手当		140,952	65,639,131
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	525,215,923		
賞与	206,266,815		
退職給付費用	120,689,081		
法定福利費	115,428,211		
通勤手当	2,684,632	970,284,662	
非常勤教員給与			
給料	68,666,032		
法定福利費	2,234,206		
通勤手当	400,787	71,301,025	1,041,585,687
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	175,223,451		
賞与	61,651,882		
法定福利費	37,431,797		
通勤手当	1,566,552	275,873,682	
非常勤職員給与			
給料	128,592,585		
法定福利費	19,177,523		
通勤手当	2,469,073	150,239,181	426,112,863
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		8,027,991	
備品費		1,558,440	
印刷製本費		3,604,300	
水道光熱費		13,967,940	
旅費交通費		3,536,179	
通信運搬費		3,609,278	
賃借料		7,418,587	
福利厚生費		1,491,658	
保守費		22,501,643	
修繕費		6,090,497	
損害保険料		5,908,960	
広告宣伝費		3,067,100	
諸会費		2,580,260	
会議費		16,000	
報酬・委託・手数料		33,406,307	
銀行手数料		2,613,222	
租税公課		1,591,725	
減価償却費		13,718,008	
交際費		143,000	134,851,095

(18) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件数	摘 要
—	33,645,488	684	注1)、注2)
合 計	33,645,488	684	

注1)セグメントは単一のため、区分欄は記載を省略しております。

注2)現物寄附の件数は669件、金額は17,049,170円であります。

(19) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	2,705,000	2,705,000	-
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	238,971	238,971	-
	間接経費	-	26,127	26,127	-
国	直接経費	-	2,000,000	2,000,000	-
	間接経費	-	600,000	600,000	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	1,279,151	21,350,701	14,957,755	7,672,097
	間接経費	-	2,151,035	2,151,035	-
その他	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	1,279,151	26,294,672	19,901,726	7,672,097
	間接経費	-	2,777,162	2,777,162	-

(20) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約の 相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	250,000	250,000	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	2,001,000	861,520	1,139,480
	間接経費	-	299,000	299,000	-
その他	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	2,251,000	1,111,520	1,139,480
	間接経費	-	299,000	299,000	-

(21) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	3,796,293	3,796,293	-
	間接経費	-	66,750	66,750	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	1,523,000	1,523,000	-
	間接経費	-	227,000	227,000	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	1,440,912	1,278,315	162,597
	間接経費	-	221,000	221,000	-
その他	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	6,760,205	6,597,608	162,597
	間接経費	-	514,750	514,750	-

(22) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円、件)

種 目	当期受入額	件数	摘 要
基盤研究(S)	(300,000) 90,000	1	
基盤研究(A)	(1,700,000) 510,000	3	
基盤研究(B)	(17,495,000) 5,248,500	15	
基盤研究(C)	(23,577,990) 6,553,800	38	
挑戦的萌芽 研究	(250,000) 75,000	1	
若手研究A	(1,100,000) 330,000	3	
若手研究B	(3,700,000) 1,110,000	4	
特別研究員 奨励費	(2,100,000) -	2	
合 計	(50,222,990) 13,917,300	67	

注1) 受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数( )書きとしております。

注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

(23) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	718,250	
預 金	889,142,640	
合 計	889,860,890	

② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	26,279,800
	人 件 費	133,614,931
	リ ー ス 債 務	67,584,824
	そ の 他	88,085,866
	小 計	315,565,421
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	292,604,032
合 計	608,169,453	

③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	433,214,718	92,676,335	31,942,821	493,948,232
構 築 物 に 係 る 分	4,638,861	-	1,061,584	3,577,277
機 械 装 置 に 係 る 分	4,153,308	-	1,042,271	3,111,037
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	17,355,965	5,317,836	6,865,247	15,808,554
ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る 分	-	17,537,500	292,291	17,245,209
図 書 に 係 る 分	294,804,057	12,691,315	739,387	306,755,985
差 入 敷 金 に 係 る 分	-	-	-	-
合 計	754,166,909	128,222,986	41,943,601	840,446,294

④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	168,988,670	-	10,370,665	158,618,005
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	11,999,442	-	4,618,856	7,380,586
図 書 に 係 る 分	1,926,459	-	-	1,926,459
合 計	182,914,571	-	14,989,521	167,925,050

⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
構 築 物 に 係 る 分	4,639,186	-	729,199	3,909,987
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	67	-	1	66
図 書 に 係 る 分	822,725,607	-	7,331,185	815,394,422
差 入 敷 金 に 係 る 分	204,000	-	-	204,000
合 計	827,568,860	-	8,060,385	819,508,475

⑥ 資産見返寄附金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	13,656,892	10,406,000	7,092,227	16,970,665
図 書 に 係 る 分	3,586,502	379,157	687	3,964,972
合 計	17,243,394	10,785,157	7,092,914	20,935,637

熊本県教育委員会告示第24号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により指定技能教育施設の設置者から次のとおり指定技能施設の廃止の届出があったので、同条第2項の

規定により告示する。

令和2年(2020年)12月22日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	廃止年月日
KTCおおぞら高等学院 熊本キャンパス	熊本県熊本市中央区新市街7-1 19 ひかりビル2・3階	令和3年(2021年) 3月31日

**熊本県環境影響評価審査会公告第2号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

令和2年(2020年)12月22日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時  
令和2年(2020年)12月23日(水)午後1時15分から午後4時35分まで  
①「(仮称)肥薩風力発電事業」  
(開始予定時刻:午後1時15分から)  
②「(仮称)大関山風力発電事業」  
(開始予定時刻:午後3時10分から)
- 2 開催場所  
熊本市男女共同参画センター はあもにい 4階 研修室A・B(熊本市中央区黒髪三丁目3番10号)
- 3 審議内容  
(1)「(仮称)肥薩風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について  
(2)「(仮称)大関山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について
- 4 傍聴者の定員  
審議内容ごとに10人
- 5 傍聴手続  
(1)会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。  
(2)傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3)傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)  
電話096-333-2268

**熊本県道路公社公告第2号**

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年12月22日

熊本県道路公社 理事長 宮部 静夫

- 1 一般競争入札に付する事項  
(1)業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託  
(2)業務内容  
① 松島有料道路における料金徴収業務  
② 松島有料道路、松島有明道路及び三角大矢野道路の道路パトロール等交通管理業務  
(3)委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。  
(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者  
(2)国税及び熊本県税の納税を怠っていない者  
(3)経営状態が健全であると認められる者  
(4)熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者  
(5)次のいずれかに該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある者を業務統括責任者として管理事務所に専任で配置できる者  
①九州地域内(沖縄県を除く。)に本店、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく他の会社又は地方道路公社等が管理する有料道路若しくは道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく有料道路においてこの公告の日から過去10年間に2年以上の料金徴収業務経験を有する者。なお、熊本県内に本店、支店又は営業所を有しない者においては、落札決定の日から3ヶ月以内に本店、支店又は営業所を熊本県内に設置すること。

- ② 熊本県内に本店、支店又は営業所を有し、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規程に基づき一般旅客定期航空事業に係る者（海上運送法第2条の条件を満たす者）のうち、次の料金を徴収する業務に従事する者（日々雇入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者を除く）
  - イ 取扱台数 1日当たり500台以上（過去2年間における最大取扱台数）
  - ウ 営業年数 この公告の日現在5年以上
  - エ 資本金等 500万円以上

- ③ 熊本県内に本店を有する者で、会社組織及び業務体制について、次の全ての条件を満たす者。
  - ア 常時雇用の事業従事者（事業又は事務所に使用される者で雇用契約があり賃金を支払われる者）（日々雇入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者を除く）20人以上

- イ 直近の2営業年度における営業売上高が各1億円以上
  - ウ この公告の日現在熊本県内に本店を置く営業年数が5年以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期

- (1) 申込みの方法
  - 熊本県道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。
  - え、なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先
  - 熊本県道路公社松島道路管理事務所
  - 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
  - 電話番号 0969-28-3331
- (3) 申込等書類の受付期間
  - 令和2年12月22日から令和3年1月20日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとし、受付期間内に必着とする。
- (4) 一般競争入札参加資格の有効期限
  - 資格確認の結果を通知した日から令和3年3月31日までとする。
- (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知
  - 参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、令和3年2月4日までに通知する。

- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
    - 熊本県道路公社松島道路管理事務所
    - 郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4
    - 電話番号 0969-28-3331
  - (2) 入札説明書の交付
    - ① 入札に参加するために必要な關係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
    - ② 交付期間は、令和3年2月4日から令和3年2月25日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年2月26日（金） 午後1時30分
  - (2) 場所 上天草市松島町合津4276-44  
松島総合センター「アロマ」第1研修室
  - (3) その他
    - 競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書（写し可）を持参すること。

- 6 入札書の記載方法等
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契

- 約入札心得（熊本県競争契約入札心得を準用する。）の規定による。
- (3) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
  - (4) 入札書は、5の(2)記載の入札場所に持参すること。
- 7 その他
- (1) 入札保証金 入札説明書による。
  - (2) 契約保証金 入札説明書による。
  - (3) 最低制限価格 有
  - (4) 入札の無効  
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - (6) その他詳細は、入札説明書による。

#### 熊本県文化振興審議会公告第1号

令和2年度（2020年度）熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。

令和2年（2020年）12月22日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時  
令和2年（2020年）12月24日（木）  
午後2時から午後4時まで（予定）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
熊本テルサ 2階 りんどう・つばき
- 3 議題  
(1) 令和2年度（2020年度）県の文化振興施策について（報告）  
(2) 第31回「くまもと県民文化賞」受賞候補者の選考について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する（傍聴希望の場合は、事前に下記担当課に連絡すること）。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課）  
（電話096-333-2154）